

## 令和4年度 第5回平泉町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年8月22日（月）13時30分～14時25分
2. 開催場所 平泉町役場2階 庁議室
3. 出席者

区分	議席	職名	氏名	出席	欠席
委員	7番	会長	千葉賢一	○	
	6番	会長職務代理者	石川文士良	○	
	1番	委員	千葉三智枝	○	
	2番	委員	青木慶	○	
	3番	委員	青木長男	○	
	4番	委員	千葉力男	○	
	5番	委員	鈴木正昭	○	
事務局		局長	佐々木元	○	
		次長	菅原正宏	○	
		主査	島原理絵		○

#### 4. 総会日程

- (1) 議事録署名人及び会議書記の指名
- (2) 会務報告
- (3) 議案

報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第10号 現状変更届について

議案第14号 農地法第2条第1項に該当しないことの証明願に対する可否決定について

議案第15号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

議案第16号 平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議案第17号 農業経営改善計画の認定に係る意見について

## 【 会 議 の 概 要 】

議長：千葉会長  
(13時30分開会)

- 議長 　　ただいまより、令和4年度第5回平泉町農業委員会総会を始めます。  
本日の出席委員は7人全員ですので、会議は成立しています。  
次に、平泉町農業委員会会議規則第13条の規定に基づく、議事録署名人及び  
会議書記を議長から指名することに、ご異議ございませんか。  
　　(なし)
- 議長 　　それでは、議事録署名人には、5番委員、6番委員の両名を指名します。会議  
書記には、事務局の菅原次長にお願いします。  
次に、会務報告について、事務局長より説明願います。
- 佐々木局長 　　(会務報告の朗読、説明)
- 議長 　　以上で会務報告を終わります。それでは、本日の議案を上程します。事務局長  
説明願います。
- 佐々木局長 　　(本日の議案件数等を説明)
- 議長 　　それでは、「報告第9号 農地法第3条の3の規定による届出について」、事  
務局説明願います。
- 菅原次長 　　(報告案件の朗読、説明)
- 議長 　　所有者死亡による相続2件です。
- 議長 　　ただいまの「報告第9号」について、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言がないようですので、「報告第9号」を終わります。
- 議長 　　次に、「報告第10号 現状変更届について」、事務局説明願います。
- 菅原次長 　　(提出議案の朗読、説明)
- 議長 　　湿田のため、農業機械の利用が困難なことから、側道の高さ100センチの盛  
土をし、畑として耕作するための現状変更の届出1件です。
- 議長 　　ただいまの事務局の説明に関連して、現地調査を実施されました委員の方から  
調査結果の報告並びに補足説明をお願いいたします。
- 3番委員 　　8月12日に、3番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。水  
田で稲作をしていることを確認できましたが、低い土地になっていることから洪水  
で水没する地形となっているようです。申請内容のとおり現状変更をしても周  
りの農地に与える影響はないものと考えます。
- 議長 　　ただいまの「報告第10号」について、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言がないようですので、「報告第10号」を終わります。
- 議長 　　それでは議案審議に入ります。「議案第14号 農地法第2条第1項に該当し  
ないことの証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。
- 菅原次長 　　No.7からNo.39は、登記地目が農地にも関わらず、国土調査等の成果により現  
況が山林原野になっている農地をデータ抽出しました。これらの情報を基に、担  
当者が対象者宅へ訪問し、状況等を説明し話し合いをした結果、農地所有者

1 1 人から非農地証明願が出されたもの33筆です。

議 長  
2 番委員

それでは現地調査をした委員、2番委員。

8月12日に、3番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。No.7からNo.10までは、該当地番の途中までしか入っていかず、遠目からの確認でしたが山林化して再生利用が困難と判断しました。No.11からNo.12は、進入路がなく原野化していて再生利用が困難と判断しました。No.13からNo.16は、該当地番の途中の墓地までしか入っていかず、遠目からの確認でしたが山林化して再生利用が困難と判断しました。No.17は、線路沿いの農地ですが原野化しており再生利用が困難と判断しました。No.18は、南沢の農道沿いにありますが、道路が細くなることから車の退避場所として一部が使用され、農地としての機能が失われている状況でした。その他の部分も原野化され再生利用が困難と判断しました。No.19からNo.21は、原野化していて再生利用が困難と判断しました。No.22からNo.23は、農道が草木に覆われ到達できませんでしたが、原野化していて再生利用が困難と判断しました。No.24は、進入路が発見できませんでしたが、原野化していて再生利用が困難と判断しました。No.25からNo.29は、進入路が発見できませんでしたが、山林化していて再生利用が困難と判断しました。No.30は、原野化され再生利用が困難と判断しました。No.31は、該当地番の途中までしか入っていかず、遠目からの確認でしたが山林化して再生利用が困難と判断しました。No.32は、沢沿いの農地で原野化しており再生利用が困難と判断しました。No.33は、山林化して再生利用が困難と判断しました。No.34からNo.39は、進入路が発見できませんでしたが、山林化していて再生利用が困難と判断しました。

33筆について、非農地にしても周りに与える影響はないと考えます。

議 長

質疑に入ります。質問等ございませんか。

(なし)

議 長

それでは採決を行います。原案のとおり可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

挙手全員、可と決定します。

議 長

次に、「議案第15号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について」、事務局説明願います。

菅原次長

(提出議案の朗読、説明)

申請農地は、固定資産証明書から、平成6年より登記地目が畑になっている農地に石蔵を建築して利用していることから既に農地性は失われていると思われま。20年以上経過し、農地又は採草地として復旧が困難と認められることから、要件を満たしていると考えます。

議 長

それでは現地調査をした委員、2番委員。

3 番委員

8月12日に、2番委員、推進委員、菅原次長と現地調査を実施しました。所

有者が、20年以上農地を農地以外に利用してきたところを宅地登記にすることに、周りの農地に与える影響はないものと思われます。

議長 質問等ありませんか。  
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、可と決定します。  
議長 次に、「議案第16号、平泉農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」、事務局説明願います。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

皆様には、事前に農業地区域からの除外に関する検討表、計画図等の資料をお配りしております。それでは、平泉農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。はじめに、農用地区域からの除外の内容は、雪置場用地1件、一般住宅の建築1件、大型重機保管用地1件となります。

除外する面積は、田7, 394㎡、畑88㎡の4筆です。

次に、農用地区域としての編入の内容は、50筆47, 691㎡で、現況地目が田になります。なお、編入の事由は、中山間地域等直接支払交付金は、該当地が農振農用地でなくては該当しないため、今回改めて農振担当者が現地確認したところ、この50筆は農振農用地区域に該当することから編入するものです。

議長 質疑に入ります。質問等ございませんか。  
(なし)

議長 それでは採決します。ただいまの議案について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 挙手全員、意見なしと決定します。

議長 次に、「議案第17号 農業改善計画の認定に係る意見について」、を議題といたします。

議長 それではここで、「農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定」により、次の案件に係る[ ]には一時退席をお願いします。

議長 暫時休憩します。(14:15)

議長 再開します。(14:16)

事務局より説明をお願いします。

菅原次長 (提出議案の朗読、説明)

1件の更新申請です。農業所得目標が現行より上回る計画として十分成り立っていると考えます。

議長 質疑に入ります。質問等ありませんか。  
(なし)

議長 それでは採決を行います。原案に賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議 長 挙手全員、原案のとおり意見なしと決定します。  
議 長 暫時休憩します。(14:23)  
議 長 再開します。(14:24)

これをもちまして、令和4年度第5回平泉町農業委員会総会を終わります。ご  
苦労様でした。

(14時25分閉会)

【議事録署名】

議 長 会長 千葉 賢 一 ⑩

署名人 5番 鈴木 正 昭 ⑩

署名人 6番 石 川 文士良 ⑩